

株式会社チャットドクター  
新型コロナウイルスPCRスクリーニング検査サービス受託約款

本検査受託約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社チャットドクターが検査委託するナチュラルメディカ新型コロナウイルスPCR検査ラボ（以下「本ラボ」といいます）法人依頼者（以下「依頼者」といいます）から依頼されるPCR検査業務（以下「本検査」といいます）にかかる履行及びその他の条件を定めるものです。本約款は、依頼者が本ラボに対し、所定の検査申込書を送付することによって本約款の内容に合意したものとみなし適用されます。

#### 第1条（本検査の内容及び検査料金）

1. 依頼者は、本検査が新型コロナウイルスCOVID-19の感染リスクを評価する非臨床テストであって研究目的であること、本検査が医療行為に該当せず診断ではないこと公的保険の適用を受けないことを確認した上で申し込みを行うものとします。
2. 本検査の料金については、検査申込書「料金表」記載のとおりとします。
3. 料金表は、第2条に従い、依頼者と当ラボとの委託契約が成立した時点／依頼者が当ラボに検査申込書を提出した時点において有効なものが適用されるものとします。本ラボは、料金表の内容・条件をその裁量でいつでも変更することができます。

#### 第2条（検査委託契約の成立）

1. 本検査に関する委託契約（以下「本契約」といいます）は、依頼者が本ラボ所定の検査申込書をもって本ラボに行った申し込みに対し、当ラボが当該申し込みを確定請求書をメールにてご送付した時点で成立するものとします。
2. 料金表のほか本ラボが提供する書面（WEB案内を含む）には、検体の採取・保管方法、検体の梱包集荷方法、検査納期、検査結果の報告方法等が記載されます。

#### 第3条（検査の履行）

1. 依頼者は、自己の責任において、検査提供者に当ラボの指定した検体保管容器を配布し、当ラボの指定する方法による唾液検体の採取を依頼します。
2. 依頼者及び検体提供者は、検査提供者による検体採取後、検体集荷までに時間が空く場合には（ただし、24時間を超えてはならないものとします）、必ず当ラボが指示した保管方法にて保管するものとします。
3. 依頼者は、集荷日時までに、検査提供者の検体を当ラボの指定した梱包方法により梱包し、検査送付票を記載して、集荷の準備を完了させるものとします。
4. 本ラボ又は当ラボ委託業者は、集荷日時に、集荷場所において、依頼者より検体の引き受けるものとします。
5. 本ラボは、依頼者の申し込み時に本ラボが定めた納期までに、本ラボ所定の方法により検査結果を依頼者に報告します。ただし、やむをえない理由により遅延が見込める場合は、速やかに依頼者に通知します。

#### 第4条（検査料金及び支払方法）

1. 依頼者は、本ラボの請求書の受領後、5営業日以内に請求書に定められる方法に従い支払うものとします。
2. 本ラボは前項にかかる請求にあたり検査料金の他に、消費税法の規定により算出された消費税額を併せ請求します。
3. 振込手数料は、依頼者の負担とします。

#### 第5条（委託契約成立後のキャンセル等）

1. 本契約の成立後は、依頼者の都合による本検査の申込みの取消し又はキャンセル等はできません。
2. 当ラボは、依頼者の希望に応じて、依頼者の購入済み検査回数を、数回の集荷に分けて検体を回収し、本検査を実施することもできるものとします。かかる場合において検査料金が支払済である未検査の残数があるにもかかわらず、依頼者が当ラボに対し集荷依頼する時点において、当ラボが何らかの理由により本検査の業務を行なう場合には、当ラボは、未検査の残数分に応じて、依頼者に対して返金を行うものとします。当ラボは、未検査の残数分の返金を超えて、いかなる責任も負わないものとします。

#### 第6条（本ラボの責任）

1. 本検査の履行にかかる本ラボの責任は、国立感染症研究所等の推奨する諸基準に従い、善良なる管理者の注意をもって検査を実施することに限られるものとします。また、依頼者は、本検査及び検査結果が依頼者の特殊な目的に適切かつ常に有用であることが保証されるものではないことに合意します。
2. 本検査に関連して、本ラボが負う責任の範囲は、通常かつ直接の範囲の損害のみを対象とし、かつ当該損害の発生原因となった検査料金を限度とします。

#### 第7条（再委託）

本ラボは、本検査につき、本約款及び本契約上のすべての責任を負うことを条件に、本検査の全部または一部を他の検査機関等（研究機関、病理診断医等を含む。）に再委託することができるものとします。

#### 第8条（個人情報の保護）

1. 本ラボは、本検査により取得した個人情報の取扱いに際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号、改正法を含む、以下「法」といいます）その他の個人情報の保護に関する法令を遵守するとともに、関係省庁等の作成した個人情報保護に関するガイドラインに従うものとします。
2. 依頼者は、検体提供者から検体を本ラボに提供することにつき予め承諾を得るものとします。
3. 本ラボは、個人情報の取扱いに関し、次の各号に定める義務を負うものとします。
  - 1) 依頼者から取得した個人情報は、本検査の目的でのみ利用すること（但し、法16条3項各号に掲げる場合その他法令に基づく場合は、この限りではない）
  - 2) 個人情報を第三者に提供しないこと
  - 3) 個人情報の目的外利用、漏洩、紛失、改ざん等（以下「漏洩等」といいます）の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること
  - 4) 自己の責任において、本検査により個人情報を取扱う自己の従業者等に本条の義務を遵守させること。また、本検査に関与しない自己の従業者等が個人情報を入手できないよう必要な漏洩対策を講じること
  - 5) 個人情報の管理責任者を定め、従業者等に対して必要かつ適切な指導及び監督を行うこと。
4. 本ラボは、個人情報につき漏洩等が発生した場合（そのおそれを含む）、及び個人情報の取り扱いについて本条に違反したまたはその可能性がある場合は、直ちに依頼者に対して通知し、善後措置を講じるものとします。
5. 本ラボは、依頼者から個人情報の利用目的の通知、開示、削除、訂正等及び利用停止等（以下「開示等」といいます）の依頼を受けた場合これに応じるものとします。
6. 本検査が終了後、依頼者により個人情報の返還の依頼がない限り、本ラボの定める内部規程により廃棄または消去され、この処理がなされる場合には復元可能な方法により行うものとします。
7. 当ラボは、本検査から得られた結果に関し、個人を識別・特定できない範囲で、集計及び分析した統計データ等を作成し、これを研究目的に利用できるものとします。

#### 第10条（権利義務の譲渡禁止）

依頼者および本ラボは事前に書面による相手方の承諾を得ずして、本契約上の地位権利、義務の全部又は一部を第三者へ譲渡若しくは担保に供してはなりません。

#### 第11条（反社会的勢力の排除）

1. 依頼者および本ラボは次に定める事項を表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - 1) 自己または自己の役員および従業員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、業総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当しないこと
  - 2) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
  - 3) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
  - 4) 自己および自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
  - 5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対する面迫的言動又は暴力を用いる行為、および威力・偽計により相手方の業務を害する行為をしないこと
2. 依頼者および本ラボは相手方が第1項の定め反することが判明した場合、通知催告することなく、また、自己の債務の提供を要しないで、本契約を即時解除することができます。

#### 第12条（合意管轄）

本契約は日本国の法律に準拠します。また本契約に関し訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第13条（協議事項）

本契約の条項に関し、疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については依頼者及び本ラボの互諒協調の精神に基づき誠意をもって協議の上、解決するものとします。

#### 第14条（付則）

本約款は、2020年6月23日から適用とします。